			д у °
処 分 名	身体障害者手帳の交付		
処 分 の 概 要	申請に基づき身体障害者手帳の交付を行う。		
根 拠 法 令 名	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)		
条 項	第15条第4項		
所 管 課	障がい福祉課		
経由機関での処理期間			なし
所管課での処理期間			3週間
標準処理期間		計	3週間
審査基準			

「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)」を満たすかどうかを基準とする。

【根拠法令等】

身体障害者福祉法

第15条第4項 都道府県知事は、第1項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(H15.1.10障発第110001号) 身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について (H15.1.10障企発第110001号)

